特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
53	後期高齢者医療制度に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下同じ。）の受付に関する事務 ・資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証に関する事務 ・医療給付の申請等の受付に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課及び減免に関する事務 ・山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ・保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料賦課情報等の提供を受ける。 ・広域連合が決定した保険料賦課情報を基に、保険料収納情報を作成し、広域連合に提供し、保険料納入通知書・納付書を被保険者に送付する。 ・徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理し、広域連合に提供。 ・療養費支給申請に関する情報を広域連合に提供し、療養費支給決定通知情報等の提供を受ける。
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以後、「標準システム」という） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
資格管理ファイル、保険給付ファイル、賦課ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市　総務部　総務課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話　0827-29-5031

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市　健康医療部　保険年金課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話　0827-29-5082
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従って、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・取扱い担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に確実なマスキング処理等を行い、複数人で確認する。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・指静脈認証及びユーザ認証の管理を行っている。 ・漏えい・滅失のリスクが高いのは、高額療養費申請書等に記載されている特定個人情報を含む書類の紛失であるため、業務後は施錠できる書庫に保管・管理し、廃棄の段階では書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行ったうえで、直接処分施設へ搬入している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供するし、広域連合が決定した保険料賦課情報等の提供を受ける。	・保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供し、広域連合が決定した保険料賦課情報等の提供を受ける。	事後	
平成28年6月30日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	（仮称）岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）	岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年6月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年6月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長　森川義雄	保険年金課長　西本博之	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月31日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長　西本博之	保険年金課長　志賀浩明	事前	平成30年４月１日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月29日　時点	事前	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長　志賀浩明	保険年金課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項　別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年6月29日　時点	令和1年6月28日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年6月29日　時点	令和1年6月28日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月28日　時点	令和2年6月30日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月28日　時点	令和2年6月30日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年6月30日　時点	令和3年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年6月30日　時点	令和3年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	事後	記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部　保険年金課	健康医療部　保険年金課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年3月31日　時点	令和5年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年3月31日　時点	令和5年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	・資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証に関する事務	事後	制度改正による修正（証の名称）のため
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	番号法第9条第1項　別表85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成27年内閣府、総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	根拠法令の修正のため
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年3月31日　時点	令和6年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年3月31日　時点	令和6年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業		Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業の追加記載	事後	新たに追加された項目
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策の追加記載	事後	新たに追加された項目
令和7年6月27日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成27年内閣府、総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	番号法第9条第1項　別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第46条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	根拠法令の修正のため
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和6年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年3月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	―	〔実施する〕	事後	項目の追加
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	―	＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和7年3月31日　時点	令和8年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和7年3月31日　時点	令和8年3月31日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	〔○〕接続しない（入手）〔○〕接続しない（提供）	〔　〕接続しない（入手）〔○〕接続しない（提供）	事後	項目の追加
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	ー	〔十分である〕	事後	項目の追加